

第4回臨時会

令和4年7月26日開会

令和4年7月26日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第4回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年7月26日（火曜日） 午前9時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

（議長諸報告について）

第 3 議案第44号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について

第 4 議案第45号 南1号橋長寿命化修繕工事に係る契約の締結について

○出席議員（9名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	7番	佐藤智君
8番	更科浩司君	9番	木戸寛治君
10番	坂田秀昭君		

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第4回町議会臨時会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛治 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。4番。
○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和4年第4回小清水町議会臨時会を開催するに当たり、本日、議会運営委員会を開催し、本日開会する臨時会の会期運営等について協議をいたしました。
本臨時会に付議されました提出議案等について慎重に審査、判断いたしまして、本臨時会の会期は本日1日とすることが妥当であると判断いたしましたところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は9名でございます。
欠席議員の状況でございますが、6番、工藤孝一議員より欠席届が提出されております。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。
○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
久保町長。
○町長（久保弘志君）おはようございます。
臨時町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。
本町が誇る小麦も色づき、いよいよ収穫の夏を迎えております。
そうした本日、令和4年第4回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には御応召を賜り、ここに開会できますことを厚くお礼申し上げます。
本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、デジタル社会への対応に当たり、庁舎内のDX推進に係る費用、網走ハイヤーの運行確保に対する補助、そして第6弾の町内経済活性化事業費の関連予算を追加する一般会計補正予算と橋梁の長寿命化修繕工事の契約の締結の2件でございます。
議案の内容につきましては、この後、担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、

原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます、臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第44号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第44号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,397万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億6,296万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と併せて御覧ください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費12節委託料は、令和3年12月24日閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、地方公共団体のAI・RPA活用、セキュリティ対策を踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にICT化を抜本的に進めていくため、1つ目に自治体情報システムの標準化・共通化、第2にマイナンバーカードの普及促進、第3に行政手続のオンライン化、第4にAI・RPAの利用推進、第5にテレワークの推進、第6にセキュリティ対策の徹底、以上6つの重点取組事項が示されたところでございます。

これを受け、本町における庁内DXの推進につきまして、まず、現状の業務とシステムを調査し、業務フロー及び課題一覧の作成を進め、業務の見える化を行った上で、課題の把握と業務改善につなげていく各種システムのあるべき姿の検討を行うための所要額といたしまして、庁内DX推進業務委託料1,431万9千円追加計上するものでございます。

なお、主要施策調における財源内訳では全て一般財源となっておりますが、これに係る費用については、令和3年度から令和7年度までの5か年間に限り、普通交付税の算定において地域デジタル社会推進費が臨時費目として追加、基準財政需要額に算入されているものでございます。

次に、8目交通対策費18節負担金補助及び交付金は、本年5月1日より乗務員不足の影響により営業時間を短縮している株式会社網走ハイヤー小清水営業所においては、本町町民の通院・買物に対する足の確保を最優先に、乗務員確保に向けて募集などの御尽力を頂いているところでございます。

町といたしましても、ハイヤー事業は通院、買物など地域の安全な足、身近な足として、交通弱者の日常生活を支える必要なインフラ機能であると認識しており、この間、網走ハイヤー様に対して通常営業に向け、さらなる御尽力を頂きたい旨の要請をしてきたところでございますが、乗務エリアを本町とした場合に応募者がいない状況とお聞きをしたところでございます。

先般、改めて網走ハイヤー様と協議をさせていただきまして、まずは緊急措置的に通院、買物への対応を最優先として確保するため、平日朝8時から午後4時までの間に限り増車をお願いしたところでございます。

これに係る経費といたしまして、網走市から小清水町までの回送費及び乗務員の諸手当など、1か月当たり10万円と推計し、当面8月から12月までの5か月分、計50万円を地域交通対策事業負担金として追加計上するものでございます。

なお、今回の措置につきましては、あくまでも緊急的な対応であるとして、引き続き網走ハイヤー様には早期の乗務員確保と通常営業の再開に向けて御尽力を頂く確認をしてございます。

次に、4款衛生費1項7目新型コロナウイルス感染症対策費12節委託料は、先の6月開会の

定例町議会において議決を頂いた町内経済活性化事業でございますが、本年6月の北海道議会において、物価高対策として特に影響が大きい高齢者及び障害者の非課税世帯を対象に1世帯1万2千円を支給するとした事業が議決されたところでございますが、当該事業は該当世帯に1万2千円の支援を行い、この半分を北海道が負担、残余分を地元自治体が負担するということとなります。

本町といたしましては、先ほど申し上げました北海道の基準では、高齢者及び障害者の非課税世帯がこの該当者となりますが、本町においては、物価高対策であるとした事業の趣旨を鑑み、この対象者を拡充し、全ての町民を対象とすることとして、現行の町内経済活性化事業において配付する商品券を1万円から1万2千円に上乘せ、事務費を加えた事業費といたしまして、町内経済活性化事業委託料916万円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、6ページにお戻りください。

15款道支出金2項2目民生費道補助金は、町内経済活性化事業に係る道補助金として、高齢者及び障害者世帯数を500件と見込み、300万円を追加計上、19款繰越金は、財源調整として2,097万9千円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ちょっとお聞きしたいんですが、今説明のありました網走ハイヤーの件なんですが、回送費も含めて1か月10万円を5か月間提供するという事なんですが、ということは、小清水には常駐しないということなんですか。あくまでも発注というか要請があれば網走から来て、また網走に帰るということで、小清水への常駐ということは考えていない、考えられないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

基本的には先ほどもお話をさせていただいたんですが、現状2名の運転手さんがいらっしゃいまして、繁忙時間の間がやっぱりタクシーを利用できない、ハイヤーを利用できない方が多いと伺っておりますので、朝8時から午後4時までの間については小清水に常駐いただくということで、乗務員の方については網走からその時間に間に合うように毎日来ていただくというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）今の質問にもうちょっと加えさせていただいて、8時から16時ということなんですが、土日とか祭日とかという対応はどうなっているんでしょう。そこら辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

網走ハイヤー様と実は御協議をさせていただいている際に土曜日、日曜日については、現状は土曜日については8時から24時まで運行をされていると。日曜日については休業をされているとお聞きをしております。

先ほどの質問の部分でございますが、乗務員の方が通常2名でその時間以外の部分はこなせるというふうにお聞きしていますので、8時から16時に特に人手不足になるというふうな形で聞いていますので、ここだけで対応させていただこうというふうな協議したところでございます。

したがいまして、土曜日とか4時以降については、現状のスタッフで賄うというようなお話でございました。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）今のあれなんですけれども、恒常的に乗務員がいないとか、こうずっと続いていて、スクールバスの制度だとかありますよね、青ナンバーでなくて白ナンバーでやっていると。そういうのもいろいろ考えて、町で車を用意して何か方法を、タクシーというんですか、営業ナンバーといういろいろな制度があると思うんですけども、何かこう一歩踏み込んで検討していくとか、もうそういう時期じゃないのかなと思うんですけど、どうなんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）それらを考えていないわけではなく、昨年末からm o b iの実証実験なりということで、おっしゃっているのはデマンドバス等々、予約に応じてバスを走らせる等々の御意見かと思いますが、そこらについても実は近隣市町の状況等々も把握をしながら検討はしているところでございます。

ただ、もしそういう形で動かした場合に、恐らくハイヤー会社とは共存できないというふうに認識をしております。ですので、現状としては何とかハイヤー会社さんに運転業務員を確保いただいて御努力を頂きたいということをお願いをしてみました。現状として網走ハイヤー本体としても、網走市のハイヤーが半分動いていない状況の中で、小清水町の運転手さんを派遣するというのは、なかなか営業利益等々からしてもなかなか、いろいろな御検討はされていたというふうにはお聞きをしておりますが、難しかったということでございます。

当然、公共交通を担うハイヤー会社さんとしては、その使命をしっかり認識を頂いて御検討を頂いたわけでありますが、やはりここは町が一定程度の支援をしてでも、やはり町民の御不便、生活には欠かせない病院であるとか買物には何とか対応しなきゃいけないという判断をさせていただきましたので、今回、当面5か月間でございますが、そのような形でハイヤー会社さんのほうに御努力を頂くと。1月以降についても引き続き通常に戻るような形で、この5か月間で何とかしてほしいというお願いをしてきたところでございます。

あわせて、瓜田議員から御意見がございましたように、町内の公共交通の在り方については、引き続きどのような形がいいのか検討はしていきたいというふうに思っていますし、当然網走ハイヤーさんとは共存・共栄ができるシステムづくりというのが私は欠かせないと認識をしておりますので、その辺を御理解いただいて、また新たな形ができた場合については、議会さんとも相談をしながら、その検討を続けていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）先日もちょっと夜、町であれしたら、もう9時で終わりですって、そうしたらもうちょっとなかなか、またコロナでちょっと厳しくなっちゃったんですけども、せっかくこう町であれしても、なかなかそういう機会ができないというあれもあるんですけども、私が思っているのはタクシーを制度上、青ナンバーでなくてもできるような方策がないのかなと。

網走ハイヤーに委託するのはいいんですけども、2種免許がなくても1種免許で乗れるような制度を何か網走ハイヤーと一緒に模索してほしいと。2種免許になるとなかなか持っている人がいないとか高齢者ばかりだとかいろいろあるんでしょうけれども、1種免許でスクールバスの制度みたいな、何か町で運営するというんですか、委託はするんだけども、そういう制度上、これもうちょっと模索してほしいと思うんですけども。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）おっしゃっていることはいろいろ分かるわけでありまして、やはり

そこはいろいろな形があると思います。ただ、やはりお客さんを運んでお金を取るというのが原則なわけで、そこを青ナンバー等々、いろんな制限がある中で今運用をされているわけですが、そこはいろんなやり方があるんだろうというふうには思っております。

いろんな形というのもいろいろ把握をさせていただいて、それも検討の中に加えておりますので、瓜田議員がおっしゃった意見も参考にしながら、この検討にはいろいろなやり方はあるとは思っていますが、実際やってみて成功している事例ってそうないんですね。走らせてみたものの実乗らないという状況があります。それはやはり無償で走らせれば、そこは乗るんだと思いますが、そこは一定程度やはり税金の負担は伴うわけでありまして。

そうすると、なかなか乗っていただけないというのがいろいろな参考例を見てもあるわけですので、そこは慎重に、今瓜田議員がおっしゃったようなことも踏まえて、いろいろ御検討は続けていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第45号、南1号橋長寿命化修繕工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第45号、南1号橋長寿命化修繕工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案9ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきまして、令和4年7月19日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が5,290万円、消費税込金額5,819万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）長寿命化に係る修繕工事ということなんですが、これは修繕工事というその詳細の中身についてちょっと教えていただきたいんですが。拡幅工事だとか補強工事だとかいろいろあるんでしょうけれども、この件に関しての修繕工事、どの程度まで考えられていますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）お答えいたします。

今回の修繕工事につきましては、点検の結果、桁の塗装の塗り替え工事が大半、8割方を占めてございます。ですので、設計額で申しますと4,700万円ほどがほとんど桁の塗り替え、残りが橋面の防水工事ですとかひび割れの補修、あと細かな補修部分になってございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）あそこの1号橋の床板はコンクリ工事でできていると思うんですが、大分表面が傷んでいますよね。今回そこもやるということなんでしょうけれども、そこはどのような施工といたしますか、工事になりますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）お答えいたします。

橋面は防水を施しまして、舗装の復旧という形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第4回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

（午前9時55分）